

Clip!

住所が変わったら住所変更の手続きをしましょう

問合せ先：市民生活課
市民生活担当

「本人確認」にご協力をお願いします。

第三者が本人になりすまし、虚偽の届け出を行う事件や、戸籍・住民票などの証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生しています。このため、皆さんの大切な個人情報を守るため、窓口に来た方の「本人確認」を実施しています。

本人確認方法

運転免許証、旅券、写真付き住民基本台帳カード、身体障害者手帳、在留カードなどのいずれか1つを提示してください。以上のものがない場合には、健康保険証、介護保険証、後期高齢医療保険証、年金手帳・証書、学生証、社員証などのうち2つを提示してください。
※窓口で本人確認のため質問することがあります。ご了承ください。

就職、就学、転勤などで住所が変わった方は住所変更の手続きが必要になります。各届出の方法は次の通りです。
行政サービスを確実に受けられるように、住んでいるところに住所登録しましょう。

■**転入届**
対象者 他市町村から引越して市内に住み始めた方
届出期間 市内に住み始めてから2週間以内
必要書類
○転出証明書(前住所地の市区町村役場で転出届をして、交付を受けてください)
○本人確認書類(運転免許証など)

■**転居届**
対象者 市内で住所が変わった方
届出期間 新しい住所に住み始めてから2週間以内
必要書類
○本人確認書類(運転免許証など)

■**転出届**
対象者 市内から引越して他市町村に住み始めた方または住む予定の方
届出期間 新しい住所に住み始める2週間前から
※すでに新しい住所に住んでいる場合も届け出をすることができます。転出証明書を発行します。
必要書類
○本人確認書類(運転免許証など)
■**注意事項**
届け出は、原則本人がしてください。
本人が届出できない場合は委任状が必要な場合がありますのでお問い合わせください。
国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証、その他受給者証などのある方は、届け出の際にお持ちください。

Clip!

臨時福祉給付金(簡素な給付措置)、子育て世帯臨時特例給付金のご案内

問合せ先：政策形成課
企画担当

平成26年4月から消費税率が8%へ引き上げられますが、所得の低い方や子育て世帯への負担の影響を緩和するための臨時的な措置として、「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」、「子育て世帯臨時特例給付金」が支給される予定です。

■**臨時福祉給付金(簡素な給付措置)**
対象者
平成26年度分市民税(均等割)が課税されない方が対象です。ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や、生活保護制度の被保護者となっていない場合などは対象外です。
給付額
給付対象者1人につき1万円
給付対象者の中で左記に該当する方は5千円を加算
・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など
・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など
申請
申請先は、基準日(平成26年1月1日)において住民登録がされている市町村となります。
■**子育て世帯臨時特例給付金**
対象児童
児童手当の支給対象児童。ただし、児童手当特例給付の支給対象児童、臨時福祉給付金(簡素な給付措置)の給付対象者及び生活保護制度の被保護者などは対象外です。

■**臨時福祉交付金(簡素な給付措置)**や「子育て世帯臨時特例給付金」の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。
「臨時福祉交付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」については、市民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。
具体的給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。
現時点で、市や厚生労働省などが市民の皆様への世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

■**給付額**
対象者 1人につき1万円
支給対象者
基準日(平成26年1月1日)において平成26年1月分の児童手当の受給者で、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たない方。
申請
申請先は、基準日(平成26年1月1日)において児童手当を受給されている市町村となります。
※具体的な申請の受付時期や手続きなどについては、現在準備中です。決まり次第、広報やホームページなどでお伝えする予定です。

Clip!

ヴァンフォーレ甲府を応援しよう

問合せ先：学びのまちづくり課
スポーツ振興担当

無料招待チケットの配布について
市内に住所のある方を対象に、サンクスデーのチケットを左記のとおり先着順にて配布します。

配布場所
学びのまちづくり課窓口

配布開始
3月17日(月)9時

配布時間
平日8時30分～17時15分

配布枚数
200枚(一人3枚まで)予定

招待席
ホーム自由席(7番ゲート)

■**サンクスデー開催**
都留市では、ヴァンフォーレ甲府を応援するために、4月19日(土)の対『名古屋グランパス』戦において、ホームタウンサンクスデーを開催します。

試合日程
4月19日(土)19時キックオフ
試合会場
山梨中銀スタジアム

■**ヴァンフォーレ**
ヴァンフォーレ甲府は、昨シーズン見事J1残留を果たし、素晴らしいプレーで都留市に活力を与えてくれました!!
みんなもスタジアムで選手と共に闘おう!



■**■** 昨年のサンクスデーの様子

Clip!

新しい保険証が3月下旬に郵送されます

保険証に関する問合せ：市民生活課年金・医療担当
国保税に関する問合せ：税務課収納対策室

4月から使用する新しい国民健康保険証は、3月下旬に世帯の加入者全員分を同封して簡易書留郵便で各家庭に送付します。保険証が届きましたら、住所・氏名・生年月日など記載内容を確認して大切に保管してください。なお、期限切れの保険証は破棄してください。

国民健康保険に加入しているにもかかわらず保険証が届かない方、社会保険に加入しているにもかかわらず保険証が届いた方は、年金・医療担当へご連絡ください。

なお、国民健康保険税に未納がありますと、短期被保険者証または資格証明書が交付される場合があります。

保険証を郵送する封筒の中に特定健診のお知らせを同封しますので、ご覧ください。
また、ジェネリック医薬品希望カードを同封しますので、ご利用ください。

■**保険証の再交付には身分証明が必要**
国民健康保険証の再交付には、運転免許証・パスポートなどの身分を証明するもの(顔写真入り)が必要です。申請者は、本人または同居の家族とし、それ以外の方の場合は、委任状と

国民健康保険税は納期内に納めましょう

国民健康保険税は、私たちの医療費などにあてられる貴重な財源です。必ず納期内に納めましょう。
納める意思はあっても失業や病気などの事情で納付が困難な方は、分割納付などの方法もありますので、お早めにご相談ください。

国保税に関する問合せ：税務課収納対策室

国民健康保険被保険者証	有効期限	平成27年3月31日
	記号・番号	402-0000000
	氏名	都留太郎
	生年月日	昭和15年11月25日
	性別	男
	世帯主名	都留一郎
	住所	山梨県都留市上谷一丁目1番1号
	資格取得年月日	平成20年12月30日
	交付年月日	平成26年4月1日
	保険者番号	190041
	保険者名	都留市

申請者(窓口へ来る人の身分証明書が必要となります)。
なお、同居していても世帯分離している場合は、委任状が必要

Clip!

都留市看護師等奨学資金貸与者の募集について

問合せ先：健康推進課
☎(46)5113

貸与決定
提出された書類に基づき成績、経済状況などを審査し、都留市看護師等奨学基金会計の資金内で貸与決定を行います。
※申請された者全てが貸与を受けられるものではありません。

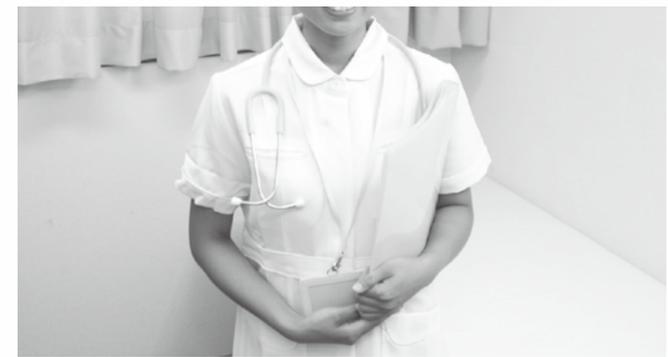
申請手続
所定の申請書に関係書類を添付して申請してください。
※申請書などは、健康推進課窓口に用意してあります。なお、市ホームページからもダウンロードできます。

貸与額及び貸与期間
月額4万円(准看護師は3万円)で、原則として養成施設在学期間。

申請資格
平成26年4月現在で助産師、看護師(准看護師を含む)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を養成する学校又は養成所に在学している者。(ただし、都留市に引き続き1年以上住所を有している者の子弟であること。)

奨学資金の返還
卒業、課程修了後の翌年度から貸与期間に相当する期間内で分割し、貸与額全額を返還していただきます。

申請期間
4月2日(水)～18日(金) 土、日曜日は除きます。
8時30分～17時15分



Clip!

都留市指定・地域密着型サービス施設をご紹介します

問合せ先：健康推進課
介護保険担当☎(46)5113

地域老人福祉施設
常時、介護を必要とし自宅での生活が困難な要介護者が入所して、地域密着型サービス計画を作成し、日常生活介護、機能訓練、療養上の処置を行う施設で、入所定員が29名以下の介護事業所

グループホーム
つる5丁目4番29号
☎(43)7867

グループホーム回生荘
境36番地
☎(45)5211

グループホーム
つる5丁目4番29号
☎(43)7867

グループホーム
境36番地
☎(45)5211

グループホーム
津森グループホーム
中津森1130-1
☎(46)6030

グループホーム
みななの家つる東
都留市大原170番地
☎(56)8200

地域密着型サービスとは
地域密着型サービスは要介護や要支援状態となっても可能な限り、住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるようにするためのサービスです。
住み慣れた自宅や地域での生活を継続することを目的として、地域密着型サービスを利用できる方は、要支援・要介護の認定を受けた方のみの利用となります。

認知症対応型サービス
認知症の要介護者を居宅から通所介護施設まで送迎し通所により、認知症の維持・予防・軽減、機能維持・機能向上を目的とした機能訓練(リハビリ)やレクリエーション、入浴や食事介助などの介護サービスを行います。

グループホーム
(認知症対応型共同生活介護)
介護予防を目的として、認知症の要支援者が入居し、少人数で共同生活を営みながら、介護、機能訓練、日常生活上必要なサービスを行います。

グループホーム
よこぶきの郷
古川渡658-1
☎(46)5565

Clip!

子ども予防接種週間についてのお知らせ

問合せ先：健康推進課
保健・予防担当☎(46)5113

3月1日(土)～7日(金)まで、都留医師会の先生方のご協力のもと「子ども予防接種週間」を実施します。受け忘れていた定期予防接種はありませんか。この機会に母子健康手帳(予防接種の記録)を見直しましょう。疑問・不明な点はお問い合わせください。なお、当課へいらっしゃる場合は、必ず母子健康手帳をご持参ください。

麻しん風しん(MR)混合ワクチンについて
麻しん(はしか)と風しん(三日はしか)の病気を予防するMR混合ワクチンです。

ジフテリア・破傷風混合ワクチン(DT)について
ジフテリアと破傷風の病気を予防する混合ワクチンで、幼少期に接種した混合接種の追加接種で免疫力を高めます。

対象
【1期】1歳児：1歳の誕生日から2歳の誕生日の前々日まで
【2期】5歳児(平成26年度就学予定の児)：平成26年3月31日まで

定期予防接種は、接種年齢、回数、接種間隔が法律で定められています。ルールから外れると任意接種となり、自己負担が発生するともに、副反応による健康被害救済制度が変わってきます。計画どおり接種できるよう、体調を整えて準備しましょう。体調不良などで接種できない場合は、早めに健康推進課までご相談ください。



定期予防接種は、接種年齢、回数、接種間隔が法律で定められています。ルールから外れると任意接種となり、自己負担が発生するともに、副反応による健康被害救済制度が変わってきます。計画どおり接種できるよう、体調を整えて準備しましょう。体調不良などで接種できない場合は、早めに健康推進課までご相談ください。

ワクチンで防げる子どもの病気
子どもたちがかりやすい病気です。定期予防接種ワクチンで防げるものは次のとおりです。

- ヒブ
- 肺炎球菌
- ジフテリア
- 破傷風
- 百日せき
- 結核
- ポリオ(急性灰白髄炎)
- 麻しん(はしか)
- 風しん(3日はしか)
- 日本脳炎
- 子宮頸がん

子ども予防接種週間の予定

市町村	医療機関名	電話番号	3月1日(土) 午前	3月1日(土) 午後	3月2日(日) 午前	3月2日(日) 午後	3月3日(月)	3月4日(火)	3月5日(水)	3月6日(木)	3月7日(金)
都留市	磯部医院	(43)4121	○	×	×	×	○	○	○	○	○
都留市	武井クリニック	(45)6811	○	×	×	×	○	○	○	○(午前)	○
都留市	須藤整形外科医院	(43)3151	○	×	×	×	○	○	○	×	○
都留市	山岸医院	(43)2067	○	×	×	×	○	○	○	○	○
都留市	東桂イカクリニック	(20)8010	○	○	×	×	○	○	○	○	○
都留市	水島医院	(56)8220	○	○	○	○	○(午前)	○(午前)	×	×	×
西桂町	しまだ医院	0555(25)2388	○	×	×	×	○	○	○	○(午前)	○
都留市	都留市立病院	(45)1811	×	×	×	×	×	×	○(午後)	×	○(午後)

※詳しくは、医療機関に確認し、電話予約をお願いします。(市外医療機関については、お問い合わせください)

Clip!

70～74歳の方の医療機関での窓口負担割合の変更について

問合せ先：市民生活課
年金・医療担当

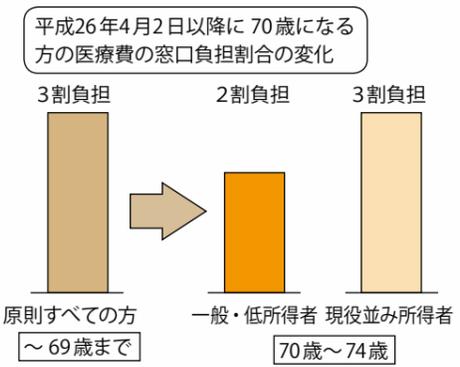
70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は法律上2割となつていますが、特例措置によってこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されます。見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)

- 70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。
- 70歳の誕生日の翌月からお使いいただく高齢受給者証は、誕生日の下旬頃にお手元に届くよう郵送します。
- ※保険証とあわせて医療機関に提示することで、窓口負担が2割となります。
- ※窓口負担には月ごとに負担限度額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて限度額が下がります。
- 平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(誕生日が昭和19年4月1日以前の方)**
- 平成26年4月以降も、医療費の窓口負担は1割のまま変わ

70歳～74歳の方の自己負担限度額

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者(課税所得が145万円以上)	44,400円	80,100円 +医療費が267,000円を超えたときは、超えた分の1%を追加負担(4回目以降の場合44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円



70歳から74歳の方の医療費の窓口負担は法律上2割となつていますが、特例措置によってこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されます。見直しにあたっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

※一定の所得がある方(現役並み所得者)の医療費の窓口負担は、これまでどおり3割です。

Clip!

山梨県老人医療費助成制度について

問合せ先：市民生活課
年金・医療担当

対象者	山梨県老人医療費助成制度の受給資格者証をお持ちの方
受給者証交付	7月下旬に、対象者のうち資格が継続される方に対し、申請書を送付いたします ※申請により受給資格者証が交付されます
助成の対象となる診療期間	70歳のお誕生日を迎えられる月の末日(1日生まれの方はお誕生日の前日)まで ※最長で平成27年3月31日診療分まで
未申請の診療分があった場合の受付期間	診療を受けた日から起算して2年間 ※現在受給資格者証をお持ちでなくても、制度廃止前に資格を持っていた方については、上記の期間であれば申請することが可能です

都留市にお住いの68歳、69歳の方で、市町村民税非課税世帯の方を対象に実施していた医療費の助成制度は、平成25年3月31日で廃止となっております。制度廃止以前に資格を取得された方については、経過措置の期間が設けられていますが、平成25年4月1日以降に68歳になった方は、3割のご負担となります。

なお、現在「老人医療費受給者証」をお持ちの方については、「70歳のお誕生日を迎えられる月」の末日(1日生まれの方はお誕生日の前日)まで、この制度をご利用いただけます。70歳の誕生日を迎えられる月の翌月からは、加入されている医療保険から交付される「高齢受給者証」をご利用ください。

経過措置の期間
平成25年4月1日から平成27年3月31日まで

Clip!

いっまでも、いきいき長生きを!

問合せ先：都留市地域包括支援センター
☎(46)5114

生活のなかで、困っていることや心配なことはありませんか? **どんな相談にも対応します。**

これまで悩みや相談ごとがあったときに、「ここは担当ではない」といわれて、相談をあきらめてしまったことはありませんか。地域包括支援センターでは、介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも対応します。

どんな支援が受けられるの?

●総合相談
高齢者の皆さん、家族の皆さんの福祉や介護についての、さまざまな相談に応じます。

●介護予防の支援
高齢者の皆さんの状態に合わせて、介護予防のケアマネジメン トや予防教室を開催します。

●権利の擁護
成年後見制度の紹介や高齢者虐待・消費者被害などへの対応を行います。

高齢者の暮らしを支える **地域包括支援センター**
地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢の皆さんを、介護・保健・健康・医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設置されました。皆さんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、積極的にご利用ください。

24時間・365日の安心を自宅で...

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスが始まります。

市では、第5期介護保険事業計画において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域に継続して生活するため、地域密着型サービスの充実を図っており、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」として都留市指定事業者の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 あゆみ」が3月よりスタートいたします。

4つの安心サービス 住み慣れた我が家で安心介護サービスを!

- 定期巡回サービス**
介護職員が定期的に利用される方のご自宅を巡回し、日常生活上のケアを行います。
- 随時対応サービス**
通報を受け、オペレーターが相談援助、介護看護の訪問対応の必要性を判断します。
- 随時訪問サービス**
随時対応サービスの判断時に、必要に応じて介護職員が訪問し、日常生活上のケアを行います。
- 看護サービス**
看護師による訪問。医師の指示に基づき実施されるものであり、全ての方が対象となるものではありません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスとは

自宅にいなながら病院や施設のように24時間365日、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を、介護・看護が一体となって提供します。

高齢になり「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続したい」と思われる皆さんに、24時間365日切れ目のないサービスを包括的に提供し、安心して安全な暮らしを過ごしていただけます。

1回当たりの時間を短くすることで訪問回数を増やし、緊急時の通報であるケアコール(リナースコール)に対応できる体制を整えています。そのため、要介護者や家族にとっては、安心して在宅生活を継続できます。また、要介護度別の定額報酬にすることで、一人ひとりの利用者の状態に合わせたサービスが柔軟に提供されることが期待されています。定期巡回・随時対応サービスによって、特別養護老人ホームと同じように要介護4、5の人でも安心して在宅で生活できるようになります。

対象者
介護保険の要介護認定が要介護1～5の人
対象地域 都留市内全域
サービス提供日・時間 24時間365日のサービス
サービスの種類 定期巡回サービス、随時対応ケアコールサービス、随時訪問サービス、訪問看護サービス(別途料金)

利用方法
ケアマネージャーによるケアプランの作成が必要です。
利用料金(月当たり)
1カ月ごとの定額払い
要介護1 ↓ 6,670円
要介護2 ↓ 11,120円
要介護3 ↓ 17,800円
要介護4 ↓ 22,250円
要介護5 ↓ 26,700円
※訪問看護サービスを行う場合(別途料金)
2,600円～3,750円が介護度に応じ別途必要となります。
※ケアコール機の貸与は無料ですが、通信料は全額利用者負担です。
※利用料金については別途加算や、通所介護、短期入所ご利用で減算などもあります。
詳細については、お問い合わせください。

都留市指定地域密着型サービス事業所 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護 あゆみ」
☎(56)7600 都留市十日市場74番地6

